

<JISマーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

2007年3月9日  
2009年9月2日改訂  
2019年11月29日改訂  
JIS 登録認証機関協議会

コ② 分野別認証指針(JIS Q 1012:2019 プレキャストコンクリート製品)

番号	指針項目	認証指針記載内容	設問	適用解釈
1	6.3.1 項 サンプルの抜き取り	「…その製品置場から、認証の区分ごと、認証の範囲(製品の種類及び製品名を組み合わせたもの。)ごとに、それぞれサンプルを1個抜き取らなければならない。…」	初回製品試験のサンプリングは、“JIS Q 1012 の附属書 A の「製品(推奨仕様)」の製品ごとに、それぞれサンプルを1個抜き取る”と解釈してよいか。	そのように解釈してよい。
2	6.3.2 項 初回製品試験の実施	「初回製品試験を登録認証機関の立会いによる方法によって実施する場合、登録認証機関は、6.3.1 で抜き取ったサンプルについて、その試験方法、その手順など必要とされる事項について申請者に指示し、その指示どおりに実施された場合において、その試験結果を活用することができる。」	立会試験が数日に跨る試験では、実際に毎日立会う方法と試験初日等で試験員、試験方法等について登録認証機関の審査員が具体的な指示及びそれらを確認した後、その後の立会いを行わずに試験結果を得る方法があると解釈する。	製品試験の立会いによる方法についての意図するところは、JIS Q 1012:2019 解説の 5.3.5 b)項に記載されている。 実際に“試験結果を活用する”場合は登録認証機関の判断となる。
3	附属書 B の B.3 製造工程の管理の注 <sup>(1)</sup> の c)	「圧縮強度は、配合の種類ごとに1日の製造分を1ロットとし、供試体によって確認する。この場合、供試体は、JIS A 1132 に規定するコンクリートの強度試験用供試体の作り方によって作ったものを製品と同一養生するか、製品からコア抜きして作製するか又は JIS A 1132 による供試体との相関関係が確認されているものを用いる。ただし、当該 JIS に圧縮強度試験が規定されている場合は、それによる。」	即時脱型で製造するインターロッキングブロックの工程管理は、「曲げ強度」で管理することが適切ではないか。	規格にもそのように規定されているし、「曲げ強度」で管理することが適切である。